



金 沢 市 公 報

第3227号

令和8年(2026年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

ページ

● 告 示

- 令和3年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部改正について（文化財保護課） 1
- 児童福祉法の規定による医療機関の指定について（地域保健課） 1

● 公 告

- 建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について（建築指導課） 1
- 開発行為に関する工事の完了について（ ） 2
- 特定空き家等の命令に関する公告について（ ） 2

告

示

●金沢市告示第230号

令和3年告示第131号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正します。

令和8年9月11日

金沢市長 村 山 卓

表中

建造物	ほうせんじさんもん つけたりむなふだ 法船寺山門 附 棟 札	1 棟 2 枚	金沢市中央通町 11 番 46 号 宗教法人 法船寺	指定令和8年4月1日	を
建造物	ほうせんじさんもん つけたりむなふだ 法船寺山門 附 棟 札	1 棟 2 枚	金沢市中央通町 11 番 46 号 宗教法人 法船寺	指定令和8年4月1日	
史跡	たかおじょうあと 高尾城跡	44,552.71 平方メー トル	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市 ほか 12 名	指定令和8年9月11日	に

改める。

●金沢市告示第231号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項第1号の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和8年9月11日

金沢市長 村 山 卓

名 称	所 在 地	指定年月日
クスリのアオキまめだ大通り薬局	金沢市南広岡町ハ1007番地	令和8年7月7日

公

告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準

法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和8年9月11日

金沢市長 村 山 卓

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	延長 (m)	幅員 (m)
第729号	令和8年8月28日	金沢市末町貳拾壱字4番6先から 金沢市末町貳拾壱字4番7先まで	19.11	14.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和8年9月11日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市南森本町ヲ87番1から87番3まで、88番2、89番6、90番3、106番3、108番1、108番4及び108番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市入江1丁目143番地 大成ホーム株式会社 代表取締役 前田 和人	道路 金沢市南森本町ヲ87番2、87番3、88番2、89番6、90番3、106番3、108番4及び108番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとることを命じたので、同条第13項の規定により公告します。

令和8年9月11日

金沢市長 村 山 卓

1 対象となる特定空家等

所在地 金沢市錦町（元大桑）ミ16番地27及び16番地7

用途 住宅

2 命令年月日

令和8年9月1日

3 措置の内容

建物を全て解体し、更地とすること。

併せて、当該建物の内部又はその敷地に残置されている動産等がある場合、措置の期限までに運び出す等適切に処分をすること。

4 命ずるに至った事由

建物の柱、梁、外壁及び屋根が著しく損傷し、2階部分の崩落により部材の一部が隣家に接触しており、隣家や前面道路の通行人に危険が及ぶ可能性があるため。

5 措置の期限

令和8年11月1日

令和8年(2026年)9月11日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄